

大航海時代イベリア文書における「人民主権」の原理的意味

——「近代法」再考のための「主権」の「抗議性」についての覚書——

川畑博昭

はじめに——本稿の前提としての問題状況

いかに発達した科学技術を以てしても抗いようのない大規模な自然災害を経験した日本だからこそ、人為的に修正すべきことならびについての認識とそれを修正することの意味が、ひときわ強調されてよい理由がある。現行の日本国憲法は、国民一人ひとりが生命の安全、平和、人間らしい暮らし、人としての尊厳を追求してよい権利を保障している。「国民」が「主権」をもつ国において、実定憲法上の権利侵害の可能性が存在するとき、人々の「怒り」や「要求」が、直接的には、選挙によって「全国民の代表」（日本国憲法四二条）としての資格を得る国会議員に、より広くは、国家権力担当者に向けられることは（同九九条¹）、きわめて正常な憲法状況である。最もプリミティブな意味での「国民主権」の理解を、日本国憲法が公布された際に出された中学生向けの解説書に求めるならば、そこには、「国民全体の考えで国を治めていく」「国民がいちばん偉い」ことが記されている²。筆舌に尽くしがたい災害と事故の実体験から発されている国民の「怒り」と「要求」は、いま「国を治めていく」なかで、「国民全体の考え」として斟酌され反映されているのだろうか。ここには、

徹底的に問い返されてよい「国民主権」をめぐる憲法状況が存在する。

ところで、法哲学者でありイエズス会神父でもあったホセ・ヨンパルト氏は、一九八五年の著書で「人民主権の認識」とその承認は、啓蒙時代に初めて、つまり中世のキリスト教的精神がその勢力を失ってから、または宗教改革と同時に、可能になったとする考え方は、現在、ヨーロッパよりもむしろ、日本で強い⁽¹⁾（傍点は引用者）と説き、同書の動機を「日本での通説ともいえる考え方の正当性を検討すること」にあると述べていた⁽²⁾。表題が示すとおり、ここでは、統治における「被治者の同意」を本質と見る「人民主権思想の原点」を、宗教改革以後の「近代」ではなく、中世スコラ哲学の時代にまで遡って定位することが試みられていた。日本の議論を相対化する問題提起は、スペイン出身者である著者ならではの《外からの視点》によるからであろう。ともかくも、日本の憲法学界では、決してかえりみられることが多かったとは言えない⁽³⁾この著書を、いま引き合いに出すのは、原発問題や在沖米軍基地問題に典型的に見られる「人々の抵抗」にもかかわらず、それが「国民的抵抗」の思想と運動へと昇華しにくく、それどころか、むしろ国家権力担当者が、「国家の論理」によって「下からの抵抗」に「上から抵抗」するかのとき日本の政治状況ゆえである。この現実是我々に対して、ヨンパルト氏が「ヨーロッパよりもむしろ日本で強い」と強調していた「人民主権」に関する日本流、「国民主権」論を、いま一度再検討する余地があることを示唆しているように思われる。ここでは、実定憲法上の変更はおこなわれながらも、近代法の歴史においては対抗的關係として存在した二つの主権主体——「天皇」と「国民」——を「共存」させた現行憲法の「原理的矛盾」に対して、「解釈論的調和」を図ってきた日本の学界状況が想起されてよい。いま必要な理論的課題は、「国民」の概念規定をめぐる議論よりは、主権の原意としての「抗議性」の「復権」をはかることであろう⁽⁴⁾。それは、本稿が、宗教改革以前に存在していたはずの主権の原意が「近代」によって切断されたのではないかという点において、ヨンパルト氏の問題意識を共有するからにはほかならない。

そのための予備的作業として、本稿では、前近代のいわゆる「大航海時代」のスペインとポルトガルのイベリア諸国によって残された文書を手がかりに、現在の問題に立脚しつつ、視点を過去にさかのぼらせながら考えてみたい。もと

より、事が近代法の「再考」にまで及ばずにはいないこうした方法について、その迂遠さもさることながら、問題設定と検討素材との間の適合性に関する批判はあろう。本稿がなおも「覚書」にとどまる所以ではあるが、それでもなお、こうした問題設定にこだわるのには、「前近代」に生じたイベリア諸国との「接触」に際して、「全地域・全身分」を貫通して規制する「キリシタン禁制」に典型的に示されるように、日本の統治権力の側からの「峻拒」に対して、当時の日本の人々が徹底して見せた「抵抗の姿勢」にある。そこで以下では、第一に、「人民主権」原理からさし示される——「近代」と「前近代」の——二つの時代の「西洋との接触」の意味を確認する。すなわち、それが完全に異なる文化の「接触」である以上、一方の接触においてありえたであろう法制度上の影響を否定し（前近代）、他方ではそれを強調する（近代）歴史認識の方法では、日本における「国民主権」を実質的に描く展望を説得的には得られないと考えられる。こうした観点に立つて、第二に、まずは「近代日本」における南米ペルー⁽¹⁾への日本人移民者たちによって、大日本帝国当時の「天皇主権」が「流出」し、現地の国家統治制度と「接触」することによって生じた変容を考えてみたい。同様の観点を維持しつつ、さらに時代をさかのぼることによって、第三に、戦国時代から近世にわたる「大航海時代の日本」において、経路としての「太平洋」も視野に入れつつ、イベリア諸国を中心とする「西洋」から「人民主権」が「流出」した可能性を探る。すでに言及した徹底した禁教政策をもたらす主因としての「キリシタン殉教」や「隠れキリシタン」の「抵抗の姿勢」は、この点を明らかにする好個の素材であるように思われる。こうして、最後に、日本におけるキリスト教の「布教」のなかに、実は「主権」の「抗議性」が「抵抗の姿勢」として具現化されていた可能性を仮説的に提示し、今後の研究の方向性と課題を描いてみたい。

一 「人民主権」原理がさし示す二つの時代——「近代」と「前近代」

(一) 「近代」と「前近代」における「実質的憲法」の存在可能性

近代的な意味での憲法は「主権国家」の成立を前提とし、これを基礎単位として存在する以上、当該国家の「現在の憲法問題」が「国内の視点」に強く規定されるのは当然である。同時に、しかし、日本にとっては「人民主権」が歴史的概念であり「外来品」でもある以上、日本における「現在」の「主権」状況を相対的に把握するためには、時間軸としての「歴史的文脈」と空間軸としての「比較の視点」は不可欠である。これは、一国の憲法の問題を、いったんは国「外」に出して眺めることにほかならない。

このように捉えれば、「主権国家ごと」の憲法に関する「独自の歴史」が浮かび上がるものの、同時にこの歴史自体、日本の場合には「外」との関わりになしにはありえなかったことになる。日本が「グローバル」な憲法の条文や制度をもつのは幕末の「近代化」以後であり、そのようにして日本には、一八八九年の大日本帝国憲法と一九四六年の日本国憲法の二つによって、「近代憲法の空間」が形成されてきたことは周知のとおりである。これは「近代法文化圏」そのものであって、不平等条約の改正や大日本帝国憲法の制定を果たした「近代日本」は、ここで「近代の西洋」との「接触」を果たすと同時に、実定法上は「前近代の日本」と「断絶」したことが強調される¹³⁾。

しかし、さらにさかのほれば、戦国時代から近世初期にさしかかる一六世紀から一七世紀にかけて、キリスト教布教や南蛮貿易によって、日本はすでに、「南蛮文化」なる「前近代の西洋」との「接触」を果たしていた。これは、日本が歴史上「最初に」接した「西洋文化」であり、この時代の「西洋」は、スペインやポルトガルに代表される南蛮勢力が航海技術の発展によって世界を席卷した「大航海時代」として特徴づけられることも、ことさらにここで繰り返す必要

もあるまい。⁽¹⁴⁾

三〇〇年近く日本の歴史の期間を世界史の次元で見れば、「二つの時代の西洋」との「接触」の間には、前者（大航海時代）が後者（近代化）の物質的基盤を提供し形成した関係性が存在する。⁽¹⁵⁾したがって、二つの時代を対置させることによって、「前近代」の日本における実質的な意味での「憲法」を成す制度や思想の存在を照射できる可能性が開けてくる。

（二）比較史が明かす国家形態と統治形態の日本的態様

一八八九年の大日本帝国憲法と一九四六年の日本国憲法がつくる近代日本の二つの憲法の歴史は、「主権」の主体性が被治者としての「民」に見出されるまでに、克服すべき対抗物としての君主制統治が存在したことを如実に示している。大日本帝国憲法で「統治権の総攬者」として主権主体とされ、現在も「日本国」および「日本国民統合」の「象徴」である天皇にはかならないが、「主権」概念そのものが「西洋」の所産であり、すでに大航海時代にその萌芽が存在したのだとすれば、近代において実定憲法化される「国民主権」につながる主権思想は、実は、日本の戦国から近世初期にかけての「前近代」の時代に、すでに日本に入り込みつつあったのではないかという仮説も荒唐無稽とばかりは言えないだろう。

以上を考えるための前提として、今の日本の主権状況に関連した二つの点を指摘しておかなければならない。一つは、現在、八〇%以上の国民が「国民主権」の下で存在する「特別な身分」の「天皇・皇室」存在やその活動、要するに「象徴天皇制」を「平和や親睦のイメージ」で「支持」している点である。⁽¹⁶⁾象徴としての天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定する現行憲法（第一条）からすれば、とりたてて問題視する必要はなさそうである。しかしながら、世論調査が示すこの数値に「国民の総意」と見なせるほどの正当性があるならともかく、「国民主権」の实

質化のために、その対抗物としての君主制の「克服」が不可欠である側面を重視する立場からすれば、主権者国民を超越するところにある「特別な身分」を——ましてやそれへの「期待」など——易々と容認することには慎重でなければならぬ。もう一つは、最近の国内や国際政治状況との関わりである。反原発や米軍基地問題、さらには最近の近隣諸国との領土問題など、「国政」が内外の国家レベルでの事態に有効に対処しきれないという国民の「苛立ち」の感覚とその帰結としての極端な投票結果、そしてそれと表裏を成す地方政治に見られる「リーダーシップ」への「期待」である。これを憲法論として布置すれば、前者は日本を静態的に貫く君主制か共和制かの国家形態の問題を、後者はそれを通奏低音としつつ、議院内閣制か大統領制かに関わる統治形態の問題として、その時どきの政治動向に左右される動態的側面として取り出すことができる。

ところで、比較の視座から「近代法文化圏」の歴史的所産としての「人民主権」の伝播の可能性を考える際、イペリア勢力のグローバルな展開状況に徴すれば、「経路」としての《環太平洋》の可能性も考慮に入れておくことが重要である。二度にわたる「西洋との接触」における日本の経験からすれば、インド洋や東シナ海はもとより、太平洋も含め、「海」の存在は不可欠だった。まさに「大航海」そのものであるが、近代における「移民」の歴史をも射程に入れば、その重要性はいっそう明白だろう。

二 近代における「天皇主権」の「流出」——南米ペルー日系社会における主権の「変容」

(一) 日本とイペリアの「再会の地」としてのペルー

ペルーは三〇〇年にわたるスペインからの植民地支配を経て、一八二一年に「共和制」の国家形態を選択し、独立を

宣言する。この選択は、植民地時代のスペイン君主制からの決別と、「ペルー共和国」の憲法制定によって、共和国の大統領を中心とする国づくりの道の意味した。¹⁸しかし実は、独立を許したスペインもまた、近代憲法をもつ国家としての始動はこの時期であり、宗主国と植民地国のいずれも、近代国家建設という意味では異なるところはなかった。こうして、ペルーも「共和国憲法」の制定によって「近代法文化圏」へと組み込まれていくが、「共和国大統領制」とは規範的に、「君主の不在」とそれゆえの世襲制の否定によって、平等な市民の間での「統治者の交替」の基本を確保する体制である。しかし実際には、大統領の任期を実質的に無効とするがごとき「再選」やクーデタなどの政変によって、しばしば世襲による「無冠の君主」と類似の状況を生み出し、「独立」の名の下に植民地時代からの社会階層を基にした格差は残存したままであった。だからこそ、この国では「共和制」が追求されるべき規範としての意味をもち続けてきたのである。

南米に植民地を建設していたイベリア諸国はインドや中国、さらには日本にも到着し、今日、我々が「南蛮文化」として了解する歴史の痕跡を残すのは、スペインによる三〇〇年間のペルー支配の最初と最後を除く一〇〇年間に当たる。それから三〇〇年以上を経て、七九〇名を乗せた移民船「佐倉丸」が太平洋を横断し、日本人によるペルーへの移民が開始されるのは一八九九年のことであった。ここで日本人が遭遇したのは、「共和制」の国づくりが開始されてから八〇年近くが経過しようとしていたかつての「イベリア植民地」としてのペルーであり、日本とイベリアの「再会の地」にはかならなかつた。ペルーも日本も「近代法文化圏」に属する国家統治体制を選択してはいたものの、興味深いのは「立憲君主制」の大日本帝国「臣民」が「共和制」の下での「大統領統治」との「接触」によって生み出した「化学反応」であった。そこにあるのは、同じ「近代法文化圏」に分類される制度を有しながら、異なる歴史と社会構成をもつ「異文化接触」そのものの事例である。

(二) ペルーにおける「天皇制の外延」と「血」から「地」への共和制的轉換

当時の日本は、万世一系かつ神聖不可侵の天皇を統治権の総攬者とする「立憲君主制」であつて、その下での「帝国臣民」が太平洋を渡ることは、立憲君主制の大日本帝国の一部が越境し、「近代法文化圏」内での異なる歴史社会を抱える「共和制」ペルーに「遭遇」することを意味した。比喩的には、「臣民」によって「天皇制が運搬」され、「共和制」内に「天皇制の外延」が形成される契機となつた。この「外延」は、しかし、日本の第二次世界大戦を基軸とする《戦前》、《戦中》、《戦後》で大きく変容することになる。戦前に移民した人々はほぼすべてが衣錦帰郷を前提としていただけに、ペルーで「日本人社会」を形成し、同族結婚や日本語教育、そして教育勅語の暗唱や修身などを典型とする日本型教育を懸命に維持しようとした。非常に閉鎖的な性格をもつた社会を形成していたと言えるが、経済的には、大農園の小作農的立場から次第に自立し、雑貨店や理髪店などを経営し、次第に社会的上昇を果たしつつあつた。それに大きな変容を強いるのが、第二次世界大戦の勃発であつた。ペルーはアメリカに次いで日本に宣戦布告した国であつたが、それによつて、それまでのペルー在住の日本人はいつきに「敵国民」へと暗転した。日本人社会の指導者たちはすべて北米のサンフランシスコの強制収容所へ送還され、日本人学校は閉鎖されたうえ、日本語も禁止され、大規模な排日運動まで起き¹⁹⁾た。この時期は、帝国臣民としての日本人社会の「苦難の時代」であり、日本人とその子孫たる日系人たちは、ペルー社会で公式にはスペイン語しか使わずに、ひっそりと終戦を迎えることになる。ポツダム宣言の受諾によつて日本の敗戦を迎え、日本国憲法によつて始まる「戦後」とともに、それまでのペルーの「日本人社会」は帰国の夢を諦め、現地社会に同化あるいは定住化する傾向を見せ始める。日本人移民の子どもたちが成人し、現地社会に交わり、政界や財界へと進出していく時代であり、この時から、それまでの「日本人社会」は「ペルー共和国市民」としての「日系人社会」へと変容していくのである。こうした歴史を経た「日系人社会」は、もはや天皇の「臣民」ではありえず、血統的には「日本人」であつても、精神的にはその地に生まれた者で構成される「共和国市民」の意識へと、その統治感覚は変容してい

た。「血」から「地」への共和制的転換である。先に述べた「共和制」の特質からすれば、「共和国市民」とは世襲による統治者を認めず、市民の中から国を治める代表者を選出する意識を持つ者ということになるが、たとえば、一九九〇年にペルーで誕生した「世界初の日系人大統領」であるアルベルト・フジモリ氏に対して、日本側は、「日系人」であるがゆえに通常の国賓とは比較にならないほどの厚遇を与えるが、これは「日本側の意識」であった。憲法の歴史的文脈から見れば、彼自身はそのことを充分に理解した「共和国日系市民」と見るべきであろう。これは、一つの逆説的な対照性である。日本は敗戦によって初めて、「国民主権」を掲げる日本国憲法をもつことになるものの、主権者とは「異なる身分」の天皇や皇室を併存させた。それゆえに、やっと手にした主権者としての至高の地位を実感し体感する統治感覚を我がものにするに呻吟し続ける。これに対して、血統的には日本人である日系ペルー人たちは、本来は日本の憲法が予定しているはずの「主権者」としての意識や感覚を、君主制の日本にいなかったことによって体得する、という逆説である。ここには、日本の憲法状況を「外」から相対化することによって可能となる比較法上の視座がある。

三 大航海イベリア世界からの「人民主権」思想の「伝播」可能性——経路としての《環太平洋》

(一) 「太平洋」がつかない大航海時代の日本とラテンアメリカ

日本に南蛮人がやってくる大航海時代には、「大航海」が可能となったがゆえに、日本人もまた「大航海」の経験をしてきた史実を確認しておきたい。ペルーやアルゼンチンに残されている史料から、一六世紀末から一七世紀にかけての時期に、ペルーにはすでに複数の日本人がいたことが判明している。まず、一五九六年には、「フランシスコ・ハポ
ン (Francisco Japon)⁽²⁰⁾」と呼ばれた日本人の奴隷がいた。一一年後の一六〇七年には、フィリピンのマニラからメキシ

コのアカプルコ経由で現在のペルーの首都リマに到着し、ここに在住していた日本人の記録も存在する。一六一一年には「ハボン・ミゲル・デ・シルバ」(“Japón” Miguel de Silva)という名の労働者が、ペルーの首都リマにある大統領官邸裏のビエドゥラ橋建設工事に、中国人の奴隷や他の日本人とともに従事していたと書き残されている。そして一六一三年には二〇名の日本人に対する調査がおこなわれ、四名の既婚女性と七名の未婚女性に加え、九名の男性のうち既婚者と未婚者がそれぞれ四名ずつおり、一名の少年がいたという。⁽²¹⁾「大航海時代」の名に相応しい近代日本の移民の先駆けであった。

これに対して、太平洋を渡って日本にやって来たイベリア人の存在についてはどうか。依然として明らかにされていない部分は少なくないが、一六〇九年にフィリピンと現在のメキシコにあたる当時のヌエバ・エスパニーヤ(新たなスペイン)とよばれていた場所との間を往來していたスペインのガレオン船サン・フェリペ号が遭難し、船長のロドリゴ・デ・ゴベロ(Rodrigo De Vivero)と称する人物をはじめ多くの船員たちが、上総国(Kazusa)(現在の千葉県夷隅郡御宿町)に打ち上げられ、同地の海女たちに救命された記録が残されている。⁽²²⁾

(二)「近代」形成の基盤としての大航海時代——ラテンアメリカの植民地化

コロンブスによる一四九二年の新大陸発見によって、イベリア諸国は植民地支配を通じて、ラテンアメリカの先住民インディオを奴隷化し、ヨーロッパに大量にもたらされた金銀による価格革命を引き起こした。それは、精神的には宗教改革によって、物質的には産業革命による大幅な技術革新によって、イギリスやオランダによる「中世からの決別」へと接続していく。こうしたヨーロッパの物質的精神的基盤を形成したのがイベリア諸国によって開始された「大航海時代」であり、イベリア勢力衰退後のイギリスとオランダの台頭はこの基盤の上に存在する。

こうした認識を前提として、当時の宗主国スペインと植民地ペルーとの関係に目を転じてみたい。この点であらた

めて想起されてよいのが、本稿の冒頭で引いたホセ・ヨナルト氏による仕事である。同書の副題——「スアレスの契約論を中心として」——が示す通り、そこでの主眼は、スペイン人国際法学者として高名なフランシスコ・スアレス (Francisco Suárez) の思想に置かれているが、本稿の問題関心にとって興味深いのは、むしろスアレスと同時代の人民主権論者たちの主張である。当時のイベリア (スペイン) では多くの場合、法学や神学、時には両学問の素養を兼ねていた宣教師たちの間に、すでに「人民主権」の思想が存在していたとされる²³⁾。彼らが主張した人民主権論に通底する思想的特徴は、次の二点に要約することができるだろう。第一に、君主 (国王) は統治をおこなうに際して「被治者の同意」を必要とし、その限りでの「治者と被治者の同一性」の理念が追求されるべきとされた点である。それゆえに、第二は、君主の統治が絶対無制約なものではなく、神の法による制限を受けるとする論理である。この制限に加えて、君主と一般民衆たる人民の間に、植民地で大農園主 (Encomendero) として、多くの先住民 (インディオ) を奴隷として抱えていた中間勢力の存在が、王権を制限するものとして機能していた点も指摘される。それぞれが複合的に関連し合う側面ではあるものの、ここでの要諦は、君主の統治に対する人々の承認や同意が得られない場合には、その人々による「統治権力への抵抗」を予定していると解する論理的可能性が排除されていない点にある。宣教師のなかでも、植民地における先住民インディオの奴隷化に強く反対し、スペイン人同胞たちの悪行を国王に告発した宣教師バルトロメ・デ・ラス・カサスは異彩を放つ存在である。彼は、中世スコラ哲学に象徴される当時のスペインを代表する思想的潮流のなかで、カトリック的人間観から同胞のインディオに対する「非人間的処遇」を目の当たりにし、そのことによる「真の人間性の救済」を発見する逆説のなかから、統治権力における「人民主権」の意義を主張していた。なお研究を深めるべき点が充溢していることは自覚しつつ、「近代」の基盤形成の役割を担った「大航海時代」を人民主権原理の観点から見つめ直せば、「異文化間の接触」ゆえに、同じ人間でありながら、一方が他方を虐げる人類史の悲劇と同時に、そこでの人間の蛮行が「真の人間性」の発見を可能にするという矛盾態としての人類史が立ち現れる。統治権力と人民主権をめぐる問題の本質は、こうした対抗関係の歴史のなかから再検討されなければならない。

むすびにかえて——今後の課題としての仮説

以上の点から、以下では、大航海時代のイベリア文書に潜在すると思われる人民主権原理の「原意」に関わって、いくつかの仮説を今後の課題として提示しておきたい。第一が、この時代を特徴づけた「大航海」が人民主権の「思想」を日本に運搬し伝播させた可能性であり、第二に述べる南蛮人宣教師たちに見られる当時の日本の統治権力に関する認識は、その根拠と位置づけられる。そこから第三に、主権概念が本来的にもっていた「抗議性」の「復権」を見通してみたい。

(一) 「大航海」による人民主権「思想」の「流入」可能性

副題に示したとおり、本稿は、「近代法」の再考のための一方法として、「抗議性」を含意する人民主権の原理上の淵源を歴史的にさかのぼって突き止めることに主眼を置いていることから、第一に提示されるべき仮説は、人民主権の「思想」が、イベリア本国はもとより、太平洋を横断して日本に渡来した南蛮人宣教師のなかにも存在していた可能性である。すでに見たように、一六世紀から一七世紀に太平洋を横断するスペインやポルトガルの人の往来は、たとえばスペインのガレオン船サン・フェリペ号の遭難の例に見られるように、中南米のスペイン植民地から日本にやって来たイベリア諸国出身者や先住民たちの存在を大いに推定させる。布教のために大航海に乗り出した宣教師やスペインにとどまった宣教師は、本国において宣教師として養成された者たちであった。したがって、中南米植民地からスペイン国王に「報告書」の形式として随時送られた「クロニカ (crónica)」と呼ばれる年代記と同時に、日本にやって来た南蛮人宣教師たちが目の当たりにした日本の統治権力に関わる現実認識が重要になる。もし、この仮説を実証しうる史実の構成が可

能となれば、南蛮人によって書き残された膨大なキリシタン関連のイベリア文書の潜在的価値が、あらためて見直されることになる。なぜなら、ここでは、南蛮人のなかに存在したはずの人民主権に関する「思想」の痕跡と、それが布教活動のなかで当時の日本人に伝えられた可能性を見つけ出す手がかりを得ることができるからである。

(二) 日本の統治権力に関する南蛮人宣教師の認識

一五世紀～一八世紀のスペインの国家体制を確認しておくことは、大航海時代の「近代」形成の意味を再定位し、日本における人民主権「思想」の「伝播」可能性を推測するうえで重要である。イベリア本国は五〇〇年にわたるイスラムの支配を脱して、各地方の群雄割拠の状況を克服し、ポルトガルをも含み込んだスペインがようやく、統一王国 (Monarquía de España) を完成しようとしていた時期に相当する。すでにポルトガルによる航海技術の発達によって展開しつつあった「大航海」が、スペインによって本格始動するのはこの時期であるが、中南米のみならず日本にまで到達するその動きは、「太陽の没することなき帝国」の異名を得るまでになる。統一王国内の法制度の実体は、統一の後もおも、それぞれに分割された各地方の王国 (reino) に固有の法が効力をもち続け、実際には、国家の統一も法の統一も漸次的なものであった。⁽²⁴⁾

南蛮人が日本に到着した後に、布教活動や経済活動に従事するなかで目にした当時の日本の国家と統治権力に関する認識⁽²⁵⁾は、彼らが生きた国家や法制度の現実の規定されないはずはなかった。⁽²⁶⁾この点を、彼らが書き残した書簡や書物からうかがい知ることができる。当時「ヤボン」あるいは「ハボン」とよばれていた当時の日本は、複数形で語られる「王国」から構成される地として描かれており、たとえば宗教者ではなく商人であった南蛮人 (スペイン人) であったアビラ・ヒロン (Bernardino de Avila Girón) *Relacion del Reyno del Nippon a que llaman cornplumente Jappon* (『転訛してハボンとよばれている日本王国に関する報告』(一六一五年)⁽²⁷⁾) や、日本の南蛮人たちの報告や記録から日本でのキリスト



ルイス・ピニェイロ『日本諸王国殉教記』（1617年）表紙

『国殉教記』では、「家康」は「皇帝」と表現されている。南蛮人にとつて、非常に秩序立った「諸王国」から成る当時の日本における真の統治者は、あくまで信長であり秀吉であり家康だったことを意味している。だからこそ、南蛮人宣教師による布教活動においては、こうした実質的統治者の意向と動向が常に重視されていた。

（三）主権概念における「抗議性」の「復権」

最後に、「抵抗の姿勢」を予定する主権概念の本来の「抗議性」と関わりで、以上の仮説を提示できる根拠について

教迫害についてまとめたイエズス会修道士ルイス・ピニェイロ (Luis Piñeyro) によつて、一六一七年にスペインで執筆された *Relacion del successo que tuvo nuestra Santa Fe en los Reynos del Japon, desde el año de seyscientos y doze hasta el de seyscientos y quinze, Imperando Cubosama* (『公方様が統治する六一二年から六一五年までのヤポン諸王国における我らが聖なる信仰が遭遇した出来事に関する報告』) (以下、『日本諸王国殉教記』) をあげることができる。そして、「国王 (Rey)」と「皇帝 (Emperador)」については、「天皇」が「国王」と、時には「大名」が「国王」と記されるもの、「將軍」を「皇帝」と同義に見ていた点は共通している。ピニェイロの『日本諸王

述べておきたい。ここでは逆に、日本側における対照的な事情が、そのための有効な素材の一つを提供してくれる。

日本近世史研究者の深谷克己氏が特徴づけたように、戦国・近世初頭の「イベリア・インパクト」の時代においては、秀吉の伴天連追放令から徳川政権の禁教政策へと続いた「キリシタン禁制」が「論理的には天皇にも將軍にも向けられた地域・身分を貫くものだった。あまりにもよく知られた一五九七年二月五日の長崎・西坂での二六聖人の殉教をはじめ、その後頻発する大規模な殉教事件によって示される人々の「抵抗の姿勢」は、まるで禁教政策の「徹底さ」や「過酷さ」に對抗するかのようでもある。その規模の大きさと過酷さは、まさにピニエイロの著作の表題が伝えるとおりの「殉教記」としての執筆を可能とするほどのものであった。それから約三〇〇年の徳川の治世を経て、幕末日本で勃発する「隠れキリシタン」の一斉検挙事件たる「崩れ」もまた、——たとえば、菩薩をマリア像に見立てることによって、あるいは「キリシタン墓」のような工夫によって——あらゆる手段を講じて信仰を守り抜いた膨大な数のキリシタンの「抵抗の姿勢」をうかがわせる。織豊時代から徳川時代にかけての権力の総本山とも言える尾張・美濃においてさえ、多くのキリシタンを生み出した地という、あまり知られていない事実もある。一〇〇〇人を超した「濃尾崩れ」のほか、ポルトガル人宣教師ルイス・フロイス（Luis Frois）の残した文書からは、尾張の花正地方（旧愛知県海部郡美和町で現在のあま市）に洗礼名をコンスタンティノと称する尾張出身の初のキリシタンのリーダーが、布教活動や洗礼をおこなっていたことが明らかに⁽³³⁾なっている。

三河も例外ではない。愛知県幡豆郡幡豆町の出身でデイエゴ（Diego）の洗礼名をもつ小笠原権之丞と称する大名が、実は家康の隠し子であった可能性が、南蛮人が残したイベリア文書と日本側の文書の双方で確認できる。

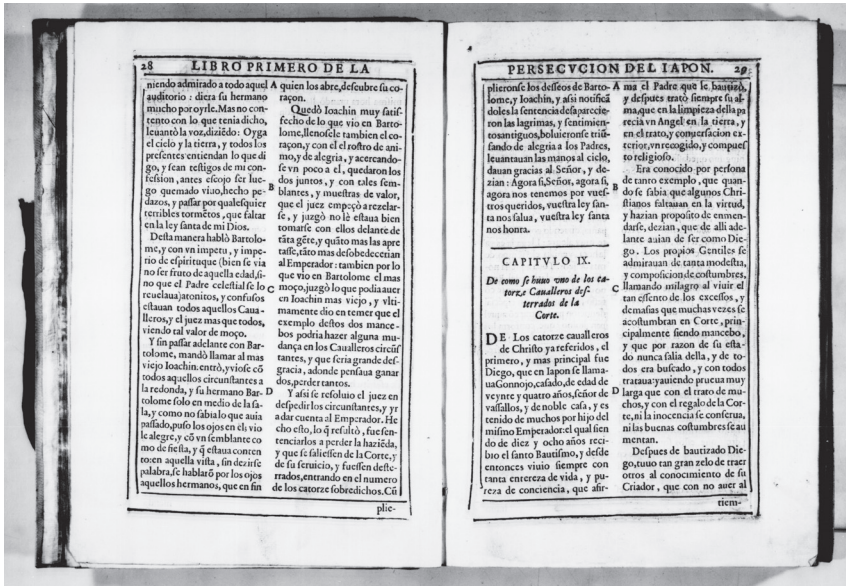
前者に関しては、ピニエイロの『日本諸王国殉教記』が、以下のように伝えて⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾いる。

De los catorce caudillos de Christo ya referidos, el primero, y mas principal fue Diego, que en Japon se llamava Gomojo, casado, de edad de veynete y quatro años, señor de vassallos, y de noble casa, y es tenido por muchos por hijo del mismo Emperador: el qual siendo de diez y ocho años recibio el santo Bautismo, y desde entonces viuo siempre con tanta entereza de vida, y pureza de conciencia, que afirma el Padre que le bautizó, y despues trató siempre su alma, que en la limpieza della parecia un Angel en la tierra, y en el trato, y conversacion exterior, un recogido, y compuesto religioso. [翻刻および強調は川畑、翻字チェックはアナ・ガルシア]

すでに言及したキリシタンの一四名の騎士のなかで第一に触れられるべき主要な人物がデイエゴだった。彼はヤポシ「日本」では権之丞という名で、妻帯者であり、年齢は二四歳、家臣を持つ大名であり、高貴な家柄の出であったほか、多くの者たちから皇帝自身の子であると考えられていた。彼は一八歳で聖なる洗礼を受け、以来常に規律正しい生活と純粋な精神で日々を送った。彼に洗礼を授けた神父がこのことを確認している。そして、常に自らの魂を落ち着かせ、魂の純粋さにおいてまるで地上の天使のごとく、他人への接し方とやり取りにおいては、修道院に暮らす清廉な宗教者のようであった。「翻訳および傍線は川畑」

日本側の史料としては、一六七八年（延宝四年）の『御降誕考』に次のようなくだりがある。

權之丞殿誕生の御事不分明、公家御本妻被召仕大さい小さいと云々女房達二人あり、大さい公御子懷妊、御本妻深く御隱密、其節小笠原越中守朝といふ人歴々之者本妻死去、幸と有々、大妻越中守方へ被遣、越中守よ誕生ゆへ、小笠原權之丞殿と號、越中守吉利支丹ゆえ改易、權之丞殿も共々牢人、上方よ被居候節、甲州の者よ西郷惣右衛門というもの有之、公被召仕候所よ、吉利支丹ゆえ越中守同前改易、上方よ有之、越中守同宗旨故よ、權之丞殿と上方よて入魂、惣右衛門大坂籠、權之丞殿も大坂へ被籠、於大坂權之丞殿、公御子無前カ之由風聞、三十騎等と預り被差置候とき、冬陣中こ、かこままの様子、大坂よても目よ立候つるよし、夏御陣五月七日、天王寺表へ被出候節、權之丞殿存候者とも、天王寺表之體を見さため、權



ルイス・ビニエイロ『日本諸王国殉教記』（1617年）右頁に、小笠原権之丞が皇帝（家康）の子であった可能性に言及する本文抜粋の記述が見られる。

之丞殿被出候へり、其方義ハ少しもくるしかるまゝき
旨雖諫申、權之丞殿、我雖不知、公の子と風聞ある、
……（以下略）……
〔御降誕考〕○阪役叢話八十五所収³⁶

権力中枢部にまでキリシタンが浸透していたことを示す記録であり、「キリシタン禁制」の「徹底ぶり」を裏づける一助にはなりうると思われる。加えて、キリスト教の教えそのものが「抵抗の姿勢」を核心として内包するものだったとすれば、布教を通じて「人民主権」の「思想」が伝播していた可能性は容易には否定し難い。この仮説に立てば、「キリシタン禁制」の「過酷さ」と「隠れキリシタン」の「規模の大きさ」をより整合的に説明できるだろう。

「人民主権」原理の原意とその伝播経路を、日本の《外》に目を向けながら、歴史をたどってみると、具体的には、「人間性疎外の告発」や「抵抗の姿勢」の形態として存在していたことが推測される。そして、そのことから照射されるより重要な事実、君主や皇帝によって体现されていた統治権力と人民との恒常的対抗という、いわ

ば「当たり前」であるはずの論理的関係性である。

「主権」における「抗議性」の実質は、「対抗関係」における「抵抗の姿勢」によって獲得されていくのだとすれば、我々と異なる「特別な身分の存在」を当たり前のように受容する現在の象徴天皇制の下での現実と、政治家への「期待」と「苛立ち」を極端なかたちで表出する議院内閣制の下での現実を前に、求められるのは、社会学者の見田宗介氏が比較的手法について述べる〈自明性の罫からの解放〉⁽⁴⁷⁾の自覚化にほかならない。これは、実にヨンパルト氏が述べていた「人民主権論は、解決済みの命題であるとは、まだいえない」⁽⁴⁸⁾状況そのものである。

注

- (1) この点については、参照、ダグラス・ラミス『憲法は、政府に対する命令である。』（平凡社、二〇〇六年）。
- (2) 文部省編『あらたしい憲法のはなし』（東京出版、一九九五年）、二三頁。これと併せて、「未発表インタビュー 一九八九年の丸山眞男」『すばる』（集英社、二〇一三年二月号）も参照。
- (3) ホセ・ヨンパルト／桑原武夫著『人民主権思想の原点とその展開——スアレスの契約論を中心として』（成文堂、一九八五年）、一頁。
- (4) 管見のかぎり、本書に関する書評は、次の二つのみである。長尾龍一「ホセ・ヨンパルト・桑原武夫著『人民主権思想の原点とその展開——スアレスの契約論を中心として』（成文堂、一九八五年）」日本法哲学学会編『法哲学年報』（一九八六年）、一三二—一三七頁、および大木雅夫「書評 人民の思想としての人民主権論 ホセ・ヨンパルト 桑原武夫著『人民主権思想の原点とその展開——スアレスの契約論を中心として』（成文堂、昭和六一年）」上智大学『ソフィア』三五巻二号（一九八六年夏季）、一一二—一二五頁。
- (5) この点は、近年、日本近世における「イベリア・インパクト」の影響にあらためて注意が向けられつつある日本史学の状況とは対照的である。最近のものとして、深谷克己『東アジア法文明圏の中の日本史』（岩波書店、二〇二二年）が参照されるべきである。
- (6) この点を、ペルー日本人移民と日系社会を素材に天皇制論として論じたものとして、川畑博昭『国境』における天皇制—ペルー—日系—概念からの皇室の『国際親善』—上川通夫 愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科編『国境の歴史文化』（清文堂、二〇一一年）、特に八—一〇頁を参照されたい（なお同論文は、「比較憲法学からみた『天皇制国民主権』の課題—『血の結合』から『地の結合』へ—」

と改題し、必要最小限の補訂をおこない、川畑博昭『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義——ペルーにおけるその限界と可能性』(日本評論社、二〇一三年)、終章補節として再録。

(7) 近年の日本の憲法学における主権論の状況を描くものとして、参照、辻村みよ子「国民主権——国民主権「論」の停滞は必然か」辻村みよ子・長谷部恭男編『憲法理論の再創造』(日本評論社、二〇一〇年)、一〇九―一二二頁)。

そのように考えるからこそ、「人々」が「抵抗」し「抗議」する側面を重視する本稿では、以下、特に「国民」、「人民」、「市民」を区別せずにもちいる。

(8) この点については、参照、本秀紀『政治的公共圏の憲法理論』(日本評論社、二〇一二年)。なお、「主権論のレゾン・デートル、または成立可能性について」論じる同書の「附論」(初出は、本秀紀「書評 辻村みよ子著『市民主権の可能性——二一世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』(有信堂、二〇〇二年)」「憲法理論研究会編『憲法理論草書① 憲法と自治』(敬文堂、二〇〇三年)、二四三―二四七頁所収)は、現在の日本の主権論を考えるうえで、繰り返し参照されてよい。

(9) 日本近世史研究者の深谷克己氏が言う「イベリア・インパクト」であるが、この点について詳しくは、深谷、前掲書、特に一〇〇頁以下の第四章を参照。

(10) 次項で扱うように、本稿ではペルーを対象とする。それは中南米におけるスペイン語圏の国々では最大規模の日系社会を擁するという理由からだけではなく、「人民主権」思想の萌芽は、この地で布教活動と先住民用語にあたった宣教師たちから提唱されたものであったことによる。その典型が、世界的によく知られたバルトロメ・デ・ラス・カサス(Bartolomé de las Casas)である。法や統治に関する彼の思想については、Bartolomé de las Casas, *De regia potestate o derecho de autodeterminación*, Edición crítica bilingüe por Luciano Pereira, J. M. Perez - Pendas Vidal Abriñ y Joaquín Azcarra, Consejo Superior de Investigaciones Científicas, Madrid, 1984を参照。併せて Benjamin Keen, "The Legacy of Bartolomé de las Casas", in *Essays in the Intellectual History of Colonial Latin America*, Westview Press, 1986, pp. 55-69のほか、染田秀藤「ラス・カサス伝——新世界征服の審問者——」(岩波書店、一九九〇年)、同「ラス・カサス」(清水書院、一九九七年)も参照。

(11) こうした問題の立て方からすれば、ヨンバルト氏の仕事は、「人民主権」が伝播する異なる史的展開の実相を示唆するものだったとの再評価が可能になる余地がある。

- (12) 同じ「近代憲法の空間」とはいえ、日本の憲法学においては、「典憲体制」を基軸とした大日本帝国憲法を「外見的立憲主義」と位置づけ、「人類普遍の原理」を謳った日本国憲法の立憲主義と対置させる理解が一般的である。
- (13) これは、深谷氏が言う「ウェスタン・インパクト」であるが（深谷、前掲書、特に八八～八九頁および二五三頁以下）、それ以前の「近代」の法の歴史は、「実定法学」ではなく「基礎法学」の領域に分類される「法史学」の課題とされてきた。この点については、参照、樋口陽一「憲法という作為」「人」と「市民」の連関と緊張」（岩波書店、二〇〇九年）、二〇七頁以下。
- (14) この用語を最初に用いた増田義郎氏は、その成り立ちについて、「……それまでの『大発見時代』『地理学上の発見の時代』などの呼称が、西欧人の立場を前提にしていると考えて、なんとか新しい視角をもちたいとおもったからであった」と述べる。増田義郎「図説大航海時代」（河出書房新社、二〇〇八年）、一一〇頁。
- (15) この点に関連して、参照、辻豊治「ラテンアメリカの国家とその危機」本村靖治他編『現代国家の正統性と危機』（山川出版社、二〇〇〇年）、二〇〇頁以下、併せて、増田義郎「物語ラテンアメリカ 未来の大陸」（中公新書、一九九八年）、二二一～二二七頁。
- (16) ヨンバルト／桑原、前掲書、三六～三七頁。
- (17) 二〇〇九年一月三日から一月一日に三三・三二人を対象に、NHK世論調査部と報道局社会部が天皇即位二〇年を機に行ったものである。この調査結果および分析については、参照、加藤元宣「平成の皇室観」『即位二〇年 皇室に関する意識調査から』NHK放送文化研究所編『放送研究と調査』（日本放送出版協会、二〇一〇年二月号）、二〇～二七頁。
- (18) ベルギー共和国における「共和国大統領」の導入の経緯については、川畑、前掲書、第一章を参照されたい。
- (19) 二〇一一年六月一日、当時のガルシア・ベルギー共和国大統領はベルギー政府として初めて、第二次世界大戦中の日本人および日系人排斥の措置を正式に謝罪した（二〇一一年六月一日付『朝日新聞』夕刊）。
- (20) 「ハボン」とは現在のスペイン（カステイリヤ）語で「日本」の意。
- (21) 以上は、自ら日系ベルギー人であり、一〇〇年以上にわたる日本人移民史を鳥瞰したアレハンドロ・サクダ氏の次の研究成果に依つて。Alejandro Sakuda, *El futuro era el Perú. Cien años o más de Inmigración Japonesa*, Lima, Esicos, 1999, pp. 10-13.
- 念のために付言すれば、この時代にベルギーにいたスペイン人たちは、スペイン本土出身者であれば「ペニンシュラール（peninsular）」（現地生まれのスペイン人であれば「クリオーリョ（criollo）」と呼ぶが、日本では彼らのことを「南蛮人」と総称した）。

- (22) このデ・ビペロ船長は家康に接遇され、南蛮貿易の話をされたと言われている。二〇〇九年日メキシコ友好四〇〇年記念行事として作成されたスペインのドキュメンタリー映画『難破船の残した友情』を参照。
- また、松田毅一監訳『一六・七世紀イエズス会日本報告集』(第Ⅱ期第一巻一六〇五年—一六二二年)、(同明社、一九九〇年)所収の「一六一三年一月二日付、長崎発信、ジョアン・ロドゥリーゲス・ジランのイエズス会総長宛、一六一二年度、日本年報(ローマ版、三〇一六二頁)」のなかに、「そうこうしている間に、江戸からノヴァ・エスパルニャ(ポルトガル語で「新たなスペイン」メキシコ)の意——引用者注)に向けて一隻の船が出航した」との記述があり(三七七頁)、一六一三年の時点では、すでに日本とメキシコとの間での往来があったことが推測される。併せて、増田、前掲書、八八〇九二頁も参照。
- (23) ヨンバルト／桑原、前掲書、四八頁以下で扱われるのは、フェルナンド・バスケス (Fernando Vázquez de Menchaca : 一五二二年—一五六九年)、バルトロメ・デ・ラス・カサス (一四七四年—一五六六年)、フライ・ルイス・デ・レオン (Fray Luis de León : 一五二七年—一五九二年)、ペドロ・デ・アラゴン (Pedro de Aragón : 一五四五／六年—一五九二年) の四名である。フライ・ルイス・レオンに関しては、参照：Fray Luis de León, *De Legibus 6 Tratado de Las Leyes 1571*, Introducción y Edición crítica bilingüe por Luciano Pereña, Madrid, 1963。
- (24) この点については、参照、山田信彦『スペイン法の歴史』(彩流社、一九九二年)、二一〇—二二二頁。
- (25) この点については、次を参照。Ric Armura, "Las misiones católicas en Japón (1549–1639): análisis de las fuentes y tendencias historiográficas", en *Facultad de Filosofía y Letras de la Universidad Nacional Autónoma de México. Análisis del Instituto de Investigaciones Estéticas*, Vol. XXXIII, Núm. 98, 2011, pp. 55–106.
- (26) この点に関する重要な研究として、松本和也「イエズス会宣教師の権力者認識と国家認識」『日本歴史』第六五五号(二〇〇二年)、五八〇—七四頁、同「フランシスコ・ザビエルの天皇・將軍認識」『歴史学研究』七九七号(二〇〇五年)、三五〇—四四〇および六〇頁。
- (27) Bernardino de Avila Girón, *Relacion del Reyno del Nippon a que llaman corripamente Jappón*, (1615) (一六一五年写本 E、全体二二・四七〇×一六・三六〇、文書部分二一・四七〇×一五・七六〇、中国製紙使用、マドリッド・エル・エスコリアル図書館所蔵) (アビラ・ヒロン(佐久間正ほか訳注)『日本王国記』大航海時代叢書 XI (岩波書店、一九六五年))。筆者の手にあるのは、スペイン・エル・エスコリアル図書館から電子データで提供されたものである。この文書は「スペイン国有財産」に指定されている。併せて、大航海時

代の戦国愛知研究会（愛知県立大学）編『大航海時代の戦国あいち 十六世紀前後の日欧史料から』（愛知県陶磁資料館企画展「戦国のあいち 信長の見た城館・陶磁・世界」第三展示部門冊子）、二二～二四頁も参照

- (28) 天皇が「Emperador」と認識されていたか否かについては、当時のヨーロッパの権力状況と突き合わせた、さらなる史料研究が必要である。

- (29) Llys Piñeyro, *Relacion del suceso que tuvo nuestra Santa Fe en los Reynos del Japon, desde el año de seysientos y doze hasta el de seysientos y quinze, Imperando Cabosama, Por la vida de Alonso Martin de Balboa, Madrid, 1617.* 筆者の手元にあるのは、スペイン・デスカルサス・レアレス修道院 (Monasterio de las Descalzas Reales, España) から提供された縦二七^セ、横二〇^セ、五一六頁から成る原本の写し（電子データ）である。この文書は「スペイン国固有財産」に指定されている。

- (30) 深谷、前掲書、一〇〇～一〇六頁。

- (31) これは、二〇一二年九月二〇日付『新聞記事』で取り上げられた。

- (32) 片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』（智書房、二〇一〇年）、三七五～三七六頁。

- (33) 「Carta do padre Luis Frois pera o padre Francisco Cabral do Míaco vinte de Abri de 73”, pp. 339v-340, em *Cartas que os padres e irmãos da Companhia de Jesus escreverão dos Reynos de Iapão & China aos da mesma Companhia da India, & Europa, desde anno de 1549 até o de 1580, Primeiro tomo, Livro quarto das cartas de Iapão*（フロイスがミヤコ（都）からフランシスコ・カブラル神父に宛てた一五七三年四月二〇日付書簡）「一五四九年から一五八〇年にイエズス会士たちが日本および中国の王国に関してインドおよびヨーロッパの同会に宛てた書簡集」所収）、なお、同書簡は、ポルトガル・コインブラ大学図書館から電子データで提供されたものであり、縦二八^セ×横二一^セである。なお、この記述については、併せて、大航海時代の戦国愛知研究会（愛知県立大学）編、前掲書、二五～二七頁を参照。

- (34) Llys Piñeyro, *op. cit.*, p. 29.

- (35) なお「小笠原ディエゴ」については、ジョアン・ロドゥリーゲス・ジラン、前掲日本年報（松田毅一監訳、前掲書所収）でも言及されており（三七四～三七七頁）、この文書には、ピニエイロの『日本諸王国殉教記』の基となったと推測するに足る記述も散見される（ただし、ここには「公方・家康の隠し子であった」という趣旨の記述は見られない）。「小笠原権之丞」については、中島次太

- 郎『徳川家臣団の研究』（国書刊行会、一九八一年）、三三八頁および四四〇頁以下の補遺のほか、小林輝久彦「小笠原権之丞の生涯 徳川家康の子という謎の武将の数奇な運命」『歴史研究』、四七三号（二〇〇〇年一〇月）、五四〜六一頁も参照。
- (36) 東京帝國大學編『大日本史料』第二編之十九（東京帝國大学蔵版）（東京帝國大学文化大學史料編纂掛編纂、一九一七年）、九七五〜九七六頁。
- (37) 見田宗介「鏡の中の現代社会——旅のノートから」『定本 見田宗介著作集 第Ⅱ卷 現代社会の比較社会学』（岩波書店、二〇一二年）、二二頁。
- (38) ヨンパルト／桑原、前掲書、二二七頁。